

日本ウマ科学会功労賞選考規程

[制 定 1995 年 11 月 1 日]

[改 正 2005 年 7 月 6 日]

[改 正 2012 年 12 月 3 日]

- 第 1 条 この規程は、日本ウマ科学会（以下「この学会」という。）会則第 3 条 3 号並びに日本ウマ科学会会則施行規程第 10 条により設ける。
- 第 2 条 日本ウマ科学会功労賞（以下「功労賞」という。）受賞者は、学会の発展に寄与し、併せてウマ科学の進歩あるいは馬事文化の伝承に顕著な業績を挙げた正会員とする。
- 第 3 条 受賞候補者は役員が推薦する。
2. 受賞候補者の推薦に当たっては、所属機関、職、氏名、略歴、並びに推薦理由書を提出しなければならない。
- 第 4 条 受賞候補者の選考は、選考委員会が行う。
2. 選考委員会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。
 3. 選考委員会委員長は、委員の互選による。
- 第 5 条 会長は、選考委員会の報告を理事会に諮り、理事定数の 3 分の 2 以上の賛成を得た者を受賞者と決定する。
- 第 6 条 功労賞は、賞および賞牌からなる。
- 第 7 条 この規程の改正は、庶務担当常任理事の提案に基づき、常任理事会の議を経て行う。

（附則）

本規程は、1995 年 11 月 1 日から施行する。

本規程は、2005 年 7 月 6 日から施行する。

本規程は、2012 年 12 月 3 日から施行する。